



2022年2月10日

各 位

会 社 名 日華化学株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江守 康昌  
(コード番号 4463 東証・名証第一部)  
問合せ先 取締役執行役員 管理部門長  
澤崎 祥也  
(TEL 0776-24-0213)

### 業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を含みます。）を対象として導入しております信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部変更したうえで継続することに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2022年3月25日開催予定の第108期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の一部変更について

当社は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇メリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を2016年3月25日開催第102期定時株主総会において上程し、承認可決されました。

当社は、上記定時株主総会決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、取締役の員数が増加したこと及び役員の構成が変化したことに伴い、本株主総会において承認可決されることを条件として、本制度についてその内容を一部変更したうえで継続することといたします。

また、当社は当社と雇用契約を締結している執行役員に対しても本制度と同様の制度を導入しているところ、本株主総会において本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、執行役員を対象とする同制度についても同様に継続する予定です。

##### 2. 本制度の概要

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部変更いたします。変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

###### (1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。本制度の継続にあたり、以下のとおり、当社株式の取得資金として当社が本信託に拠出する金額の上限、及び、取締役に付与するポイント数の上限を変更します。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。



記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。)を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託(再信託)しております。

### (3) 対象期間および信託期間

変更後の本制度による株式報酬は、2022年12月末日に終了する事業年度から2024年12月末日に終了する事業年度(以下「対象期間」といいます。)までの間に在任する取締役に対して支給します。ただし、2021年12月末日で終了する事業年度に在任した取締役に対しても、交付株式数算定の基礎となるポイント上限に関しては、変更後の本制度を適用します。

また、設定済みの本信託の信託期間を、本制度の変更・継続に伴い、2025年6月末日(予定)まで延長します。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の再延長を行うことがあります。

### (4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度により取締役に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金360百万円(うち社外取締役分36百万円)を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出(追加信託)します。本信託は、当社が追加拠出した金銭(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。)を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注:当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、新たな対象期間を都度定める(5事業年度以内の期間とします。)とともにこれに伴い本信託の信託期間をさらに延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該新たな対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該新たな対象期間の事業年度数に金120百万円(うち社外取締役分12百万円)を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように新たな対象期間を設定して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイント（うち社外取締役分6,000ポイント）を上限とします。

なお、2021年12月末日に終了する事業年度に在任した取締役に対しても、同事業年度については業績目標の達成度が高いため、上記変更後のポイント総数の上限の範囲内でポイントを付与できるものとします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に

寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の期間 (延長後)	2016年8月29日～2025年6月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上